

## 組織体制の適正化

### ア 職員数・総人件費の抑制

今後、団塊の世代の職員の大量退職が続く中、一定の職員を補充していかなければいけません、厳しい財政状況を踏まえると、更なる職員数の削減や給与制度等の見直しによる総人件費の抑制のための努力を続けていく必要があります。

事務事業の徹底的な見直し、再任用職員の活用、民間へのアウトソーシング等も行いながら、スリム化に向けた取組を行っていきます。

取組の内容		22年度	23年度	24年度	実施部局
(ア) 新たな定員適正化計画の策定	(a) 職員の大量退職や厳しい財政状況を踏まえ、現行計画の取組状況や職員の年齢構成等を考慮した新たな「定員適正化計画」を平成22年8月までに策定し、引き続き職員の削減に努めます。	策定 →	実施 →		総務部 各任命権者
(イ) 管理職総数の削減	(a) 職務・職責の明確化や意思決定の迅速化を図るため、中間管理職・スタッフ職等の見直しを行い、管理職の総数を段階的に削減します。	策定 →	実施 →		総務部 各任命権者
(ウ) 給与水準の適正化	(a) 技能労務職員の給与制度等の見直しをはじめ、民間給与水準並びに国及び他団体の状況等を踏まえ、引き続き適正化を図ります。	検討・実施 →			総務部 各任命権者

イ 組織・機構改革

組織のスリム化に向けた取組みを進めていく一方で、総合計画に位置づけられた施策を着実に推進していくためには、限られた人的資源や予算を、真に必要な施策に対して重点的に配置していくこと、また、無駄や無理なく業務が執行できる機能的な組織体制を不断に追求し、構築していくことが不可欠です。

これまでに行ってきた組織再編等に伴い生じてきた課題の検証等も踏まえ、組織・機構のあり方を見直していきます。

また、公営企業について、経営状況をわかりやすく情報公開していきながら、経営健全化に向けた努力を継続していきます。

取組の内容		22年度	23年度	24年度	実施部局
(ア) 組織・機構の見直し	(a) 部の統合により所管業務が拡大する等、これまでの組織再編に伴い生じてきた課題の検証も踏まえつつ、行政ニーズの変化等に対応した部局の再編など、本庁組織の見直しを行います。	検討	実施		総務部
	(b) 迅速な意思決定や柔軟な人員配置を行うために実施してきた内部組織の大くり化による課題を検証し、責任体制の明確化・チェック機能の強化・職員のマネジメント能力の向上を図る方向で、室体制の見直しを行います。	検討	実施		
	(c) 給料表の級と対応した、職務や職責がわかりやすい職名を検討していきます。	検討			
	(d) 職務・職責の明確化や意思決定の迅速化を図るため、中間管理職・スタッフ職等の見直しを行い、管理職の総数を段階的に削減します。【再掲】	策定	実施		
	(e) これまでの出先機関の再編により、組織の名称がわかりにくい、市町村との関係が希薄化した等の課題が生じてきたことから、県民の視点や市町村とのあるべき関係等を踏まえた出先機関の見直しを行います。 また、業務の集約化や効率化を進め、より機能的な組織体制に再構築します。	検討	実施		
	(f) 部局横断的な施策や新たな行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、プロジェクトチーム等を設置し、弾力的・機動的な事業展開を図ります。	実施			
(イ) 地方独立行政法人化の検討	(a) 創意工夫を生かした弾力的な業務運営や事業の成果やコスト構造を明確にした経営という観点から、公営企業、試験研究機関等について、地方独立行政法人化への移行の検討を行います。	検討・方針決定			総務部 各部局
(ウ) 公営企業改革	(a) 企業庁  企業庁土地造成整備事業については、「企業庁新経営戦略プラン(H18年度～H24年度)」を基本方針として経営改革を進めていますが、今後、次の観点から同プランについて必要な改定を行い、土地造成整備事業の円滑な収束に取り組んでいきます。	改定	実施		企業庁

(ウ) 公営企業改革

保有土地の一層の処分促進と事業手法等の再編整理を行い、資金収支のバランスをとりつつ、基盤整備と公共施設の引継ぎを進め、原則として平成24年度までに各地区の概成を図ります。

具体的処理方法等が定まっていない債権・債務や残事業など、収束後の清算に必要な基本的条件について、関係団体等との協議を速やかに行い、平成24年度までに概ね確定させます。

平成24年度には、収束後を見据えた清算業務の受け皿として、特別会計(清算会計)を併設するとともに、公共施設等の整備・引継ぎが完了した地区を事業対象から外し、残った資産等の清算会計への移管を開始します。

以上のとおり、平成24年度末で土地造成整備事業について一定の区切りを付け(=収束)、平成25年度からは清算期間に移行します。

工業用水道事業については、「第2次千葉県工業用水道事業長期ビジョン(H20年度～H29年度)」及び「千葉県工業用水道事業中期経営計画(H20年度～H24年度)」に基づき、効率的な事業運営に努めていきます。

実施 →

(b) 水道局

現在、「水道局中期計画(H18年度～22年度)」に基づき、経営基盤の強化に取り組んでいるところですが、

高水準にある企業債残高  
老朽化の進む浄・給水場や更新期を迎える大量の送配水管  
団塊世代の大量退職による技術・ノウハウの継承  
収益構造の変化による営業収入の低下

等の課題が生じています。

そこで、現行計画の達成状況及び成果を検証しつつ、次期中期経営計画(H23年度～H27年度)を22年度中に策定していく中で、これらの課題への具体的な取組を明確にし、将来にわたり安全で良質な水を安定的かつ廉価で供給するという水道事業者の使命を果たしていきます。

(現計画)実施 →

新計画策定 →

実施 →

水道局

(c) 病院局

「千葉県病院局中期経営計画(H20年度～H22年度)」や「千葉県立病院改革プラン(H21年度～H23年度)」の着実な推進により、効率的な経営を進めています。  
主な取組として、

実施 →

新計画策定・実施 →

病院局

<p>(ウ) 公営企業改革</p>	<p>経営収支改善        ・患者数及び患者一人当たりの単価の増加など、収入確保策の強化による医業収益の改善        ・材料費、経費などの徹底的な見直しによる医業費用の削減</p> <p>医師・看護師の人材確保        ・執務環境改善や研修等の充実による人材確保及び育成</p> <p>地方公営企業法全部適用<sup>1)</sup>の更なる活用及び経営形態の見直しの検討        ・全部適用下において管理者の権限を最大限に発揮した経営の推進        ・非公務員型の地方独立行政法人についての検討</p> <p>【注】        (1) 地方公営企業法の適用については、事業の種類により財務に関する規定のみを適用する「一部適用」と、組織や人事などに関する規定も含む地方公営企業法の全てを適用する「全部適用」がある。病院事業は法律上、一部適用だが、条例に定めることで全部適用とすることもできる。千葉県病院局は、平成16年度より全部適用となっている。</p> <p>施設整備        ・老朽化等に対応し、機能が効率的に発揮できるような施設整備の実施        ・施設整備にあたっては、庁内に部局横断的な組織を立ち上げるとともに、外部有識者の意見等も踏まえながら、県立病院としてふさわしい機能等を検討</p> <p>等を進め、経営改善に取り組んでいきます。        また、平成23年度以降の新たな経営計画を策定し、引き続き経営改善への取組を進めていきます。</p>		<p>関係部局</p>
-----------------------	--	--	-------------

ウ 公社等外郭団体改革

県が関与する公社等外郭団体については、これまで、県依存型から自立型の経営への転換等を基本とし、廃止や統合を含む改革に取り組んできました。

今後も、官民の役割分担の見直し等の社会環境の変化を踏まえ、各団体の経営状況をわかりやすく情報公開していきながら、更なる改革を進めていきます。

取組の内容		22年度	23年度	24年度	実施部局
(ア) 公社等外郭団体 の見直し	<p>平成22年度内に、団体ごとの新たな見直し方針を策定します。</p> <p>【見直しのポイント】 県の人的・財政的関与が高く、かつ、経営状況が厳しい団体を「重点指導団体」と位置づけ、より重点的に、改革の検討及び取組の進捗管理を実施します。</p> <p>(a) 土地開発公社、道路公社、住宅供給公社など県の事務事業と密接に係る業務を行う団体については、自立型経営への転換を基本としつつ、必要に応じて県も適切に人的・財政的な関与を行いながら、団体を指導していきます。</p> <p>公益法人改革への速やかな対応を行います。</p> <p>土地造成事業を行う団体が保有する土地の売却・処分を促進します。</p>	策定 →			総務部 各部局
	(b) 平成24年度末までに、役職員数、県の財政支出額及び団体数を概ね1割削減します。	実施 →			
	(c) 原則として、県からの人的支援は廃止します。また、県退職者の採用は、経験・能力が必要な場合にのみ行います。	実施 →			
	(d) 原則として、法令や国の制度に基づく場合を除いて、新たな損失補償は行いません。また、新たな公社は設置しません。	実施 →			

エ 審議会等の見直し

県の審議会等について、数が増加傾向にある一方で、開催回数が少なく役割を終えたと思われるもの、委員数が多く形式的になっているもの、類似する審議会等があるものなどが見られます。

行政のスリム化、事務負担の軽減、会議開催コストの抑制という観点から、審議会等のあり方を抜本的に見直します。

取組の内容		22年度	23年度	24年度	実施部局																						
(ア) 審議会等の抜本的な見直し	(a) 現行の「審議会等の設置及び運営等に関する指針」を平成22年度までに改定し、既存の審議会等を抜本的に見直します。	改定 →			総務部 各部局																						
	【見直しのポイント】 活動実績のない審議会等の廃止 類似する審議会等の統合 委員数の削減	実施 →																									
審議会等設置状況(21年4月1日時点)																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">機関数</th> <th colspan="2">うち、活動が低調なもの( )</th> <th rowspan="2">委員数</th> </tr> <tr> <th>うち、活動が低調なもの( )</th> <th>うち委員数が20名超のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機関数</td> <td style="text-align: center;">225</td> <td style="text-align: center;">29</td> <td style="text-align: center;">54</td> <td style="text-align: center;">2,759</td> </tr> <tr> <td>うち法令・条例</td> <td style="text-align: center;">103</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">37</td> <td style="text-align: center;">1,638</td> </tr> <tr> <td>うち要綱</td> <td style="text-align: center;">122</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">1,121</td> </tr> </tbody> </table>							機関数	うち、活動が低調なもの( )		委員数	うち、活動が低調なもの( )	うち委員数が20名超のもの	機関数	225	29	54	2,759	うち法令・条例	103	12	37	1,638	うち要綱	122	17	17	1,121
	機関数	うち、活動が低調なもの( )		委員数																							
		うち、活動が低調なもの( )	うち委員数が20名超のもの																								
機関数	225	29	54	2,759																							
うち法令・条例	103	12	37	1,638																							
うち要綱	122	17	17	1,121																							
開催回数が3年間0回もしくは5年間1回以下のもの(設置後5年未満を除く)																											